

平成十年文部省令第四十三号

美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則

美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号）第三条第四項、第七条及び第八条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

（登録の申請）

第一条 美術品の所有者で、美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号。以下「法」という。）第三条第一項の登録を受けようとするもの（以下この条及び第四条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 美術品の名称、員数及び種類

三 美術品の寸法、重量、材質その他の特徴

四 美術品に附属物がある場合は当該附属物の概要

五 美術品の制作者の氏名、生年及び死亡年並びに制作時期

六 美術品が文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条により重要文化財（国宝を含む。以下同じ。）に指定されたものである場合は、当該指定年月日及び指定書の記号番号

七 美術品の由来及び歴史上、芸術上又は学術上の価値

八 美術品の権利関係

九 申請時における美術品の所在の場所

十 美術品について登録美術品公開契約を締結する見込みの美術館（第三項において「契約予定美術館」という。）の設置者の氏名又は名称並びに当該美術館の名称及び所在地

十一 美術品が登録を受けた場合における当該美術館の所有者の氏名又は名称の開示又は不開示の意思表示

十二 美術品が公開されたことがある場合はその概要

十三 その他参考となるべき事項

2 前項に規定する登録申請書の様式は、別記様式第一号によるものとする。

3 第一項の登録申請書には、次に掲げる書類及び資料を添付するものとする。

一 申請者が個人である場合においては、戸籍抄本及び住民票の写し

二 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書

三 申請者の印鑑証明書

四 美術品の現状を示す明瞭な写真

五 美術品が文化財保護法第二十七条の規定により重要文化財に指定されたものである場合は、当該美術品に係る同法第二十八条第三項の指定書の写し

六 美術品が登録を受けた場合において、当該美術品に係る登録美術品公開契約を申請者と直ちに締結する旨の契約予定美術館の設置者の意思が確認できる書類

4 第一項の規定により登録の申請をする場合において、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。第五条第四項において「本人確認情報」という。）の提供を受けて文化庁長官が申請者の氏名及び住所を確認することができるときは、前項第一号に掲げる住民票の写しを添付することを要しない。

5 文化庁長官は、申請者に対し、第三項に規定するもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（意見の聴取）

第二条 文化庁長官は、前条の登録の申請があつた場合において、法第三条第二項の規定により当該申請に係る美術品について登録をしようとするときは、あらかじめ、美術品に関し広くかつ高い識見を有する者の意見を聴かなければならない。

（美術品の登録）

第三条 第一条の申請に係る美術品の登録は、文化庁長官が、美術品登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 美術品の名称、員数及び種類

三 美術品の寸法、重量、材質その他の特徴

四 美術品の制作者の氏名、生年及び死亡年並びに制作時期

五 所有者の氏名又は名称及び住所

六 契約美術館の名称及び所在地並びに設置者の氏名又は名称

七 その他参考となるべき事項

（登録等の通知）

第四条 文化庁長官は、第一条の申請に係る美術品について登録をしたときは、申請者に対し、別記様式第二号の登録通知書により通知するものとする。

2 文化庁長官は、第一条の申請に係る美術品について登録をしなかつたときは、申請者に対し、別記様式第三号の不登録通知書により通知するものとする。

(承継の届出)

第五条 法第五条第一項の規定により登録美術品の所有者の地位を承継した者(以下この条において「承継人」という。)は、同条第二項の規定により、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した承継届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

- 一 登録美術品の名称、員数及び種類
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 届出時における登録美術品の所在の場所
- 四 承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- 五 被承継人の氏名又は名称及び住所
- 六 承継人と被承継人との関係
- 七 承継の発生の年月日
- 八 承継の発生日
- 九 登録美術品の権利関係
- 十 その他参考となるべき事項

2 前項に規定する承継届出書の様式は、別記様式第四号によるものとする。

3 第一項の承継届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 当該承継に係る登録美術品の登録通知書の写し
 - 二 承継人が個人である場合においては、戸籍謄本及び住民票の写し
 - 三 承継人が法人である場合においては、登記事項証明書
 - 四 承継人の印鑑証明書
 - 五 その他当該承継に係る登録美術品の承継人である事実を証明することができる書類
- 4 第一項の規定により承継の届出をする場合において、住民基本台帳法第三十条の九の規定により本人確認情報の提供を受けて文化庁長官が承継人の氏名及び住所を確認することができるときは、前項第二号に掲げる住民票の写しを添付することを要しない。
- 5 文化庁長官は、承継人に対し、第三項に規定するものほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(登録の取消)

第六条 文化庁長官は、登録美術品が法第六条第一項第一号に該当することにより登録の取消しをしようとするときは、あらかじめ、美術品に関し広くかつ高い識見を有する者の意見を聴かなければならない。ただし、文化財保護法第二十九条の規定による重要文化財の指定の解除により、登録美術品が法第三条第二項第一号に該当しなくなったと認められるときは、この限りでない。

2 登録美術品の所有者は、法第六条第一項の規定により当該登録美術品の登録の取消しの申請をしようとするときは、別記様式第五号による登録取消申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

3 前項の登録取消申請書には、当該取消しの申請に係る登録美術品の登録通知書を添付するものとする。

4 登録美術品の所有者は、次条の取消しの通知を受けたときは、遅滞なく、当該取消しに係る登録美術品の登録通知書を文化庁長官に返付するものとする。ただし、当該取消しが第二項の申請に基づくとときは、この限りでない。

(登録の取消しの通知)

第七条 文化庁長官は、前条の規定により登録美術品の登録を取り消したときは、当該取消しに係る登録美術品の所有者及び契約美術館の設置者に対し、別記様式第六号の登録取消通知書により通知するものとする。

(登録美術品の引渡し前の滅失等に係る所有者の報告)

第八条 登録美術品の所有者は、登録美術品(法第三条第二項第一号に該当するものを除く。)を契約美術館の設置者に引き渡す前に、当該登録美術品の全部若しくは一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、法第七条の規定により、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した引渡前滅失等報告書を文化庁長官に提出しなければならない。

- 一 登録美術品の名称、員数及び種類
 - 二 登録年月日及び登録番号
 - 三 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 四 契約美術館の名称及び所在地並びに設置者の氏名又は名称
 - 五 滅失、き損、亡失又は盗難(以下「滅失等」という。)の事実の生じた日時及び場所
 - 六 滅失等の事実の生じた当時における管理の状況
 - 七 滅失等の原因並びにき損の場合には、その箇所及び程度
 - 八 滅失等の事実を知った日
 - 九 滅失等の事実を知った後に取られた措置その他参考となるべき事項
- 2 前項に規定する引渡前滅失等報告書の様式は、別記様式第七号によるものとする。

- 3 第一項の引渡前滅失等報告書には、次に掲げる書類又は資料を添付するものとする。
 - 一 滅失又はき損の場合にあつては、その状況を示す明瞭な写真
 - 二 盗み取られた場合にあつては、その事実を証する書類
- (登録美術品公開契約の締結に係る所有者の報告)
- 第九条** 登録美術品の所有者は、当該登録美術品に係る登録美術品公開契約を締結したときは、法第七条の規定により、遅滞なく、別記様式第八号による契約締結報告書を文化庁長官に提出しなければならない。
- 2 前項の契約締結報告書には、当該登録美術品公開契約の書類の写しを添付するものとする。

(登録美術品の引受けに係る契約美術館の設置者の報告)
- 第十条** 契約美術館の設置者は、登録美術品の引渡しを受けたときは、法第八条第一項の規定により、遅滞なく、別記様式第九号による引受報告書を文化庁長官に提出しなければならない。
- (登録美術品の引受け後の滅失等に係る契約美術館の設置者の報告)
- 第十一条** 契約美術館の設置者は、登録美術品の引渡しを受けた後に、当該登録美術品の全部若しくは一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、法第八条第一項の規定により、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した引受後滅失等報告書を文化庁長官に提出しなければならない。
- 一 登録美術品の名称、員数及び種類
 - 二 登録年月日及び登録番号
 - 三 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 四 契約美術館の名称及び所在地並びに設置者の氏名又は名称
 - 五 滅失等の事実の生じた日時及び場所
 - 六 滅失等の事実の生じた当時における管理の状況
 - 七 滅失等の原因並びにき損の場合には、その箇所及び程度
 - 八 滅失等の事実を知った日
 - 九 滅失等の事実を知った後に取られた措置その他参考となるべき事項
- 2 前項に規定する引受後滅失等報告書の様式は、別記様式第十号によるものとする。
 - 一 滅失又はき損の場合にあつては、その状況を示す明瞭な写真
 - 二 盗み取られた場合にあつては、その事実を証する書類
- (登録美術品公開契約の内容の変更に係る契約美術館の設置者の報告)
- 第十二条** 契約美術館の設置者は、登録美術品公開契約の内容を変更したときは、法第八条第一項の規定により、遅滞なく、別記様式第十一号による契約内容変更報告書を文化庁長官に提出しなければならない。
- 2 前項の契約内容変更報告書には、内容を変更した後の登録美術品公開契約の書類の写しを添付するものとする。

(登録美術品公開契約の終了に係る契約美術館の設置者の報告)
- 第十三条** 契約美術館の設置者は、登録美術品公開契約が終了したときは、法第八条第一項の規定により、遅滞なく、別記様式第十二号による契約終了報告書を文化庁長官に提出しなければならない。
- (登録美術品の公開及び保管の計画等に係る契約美術館の設置者の届出)
- 第十四条** 契約美術館の設置者は、法第八条第二項前段の規定により、当該美術館の毎事業年度開始前に（登録美術品公開契約を締結した日の属する事業年度にあつては、その登録美術品公開契約の締結後速やかに）登録美術品の公開及び保管の計画に係る公開等計画届出書を文化庁長官に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する公開等計画届出書の様式は、別記様式第十三号によるものとする。
 - 3 契約美術館の設置者は、第一項の公開等計画届出書を変更したときは、法第八条第二項後段の規定により、別記様式第十四号による公開等計画変更届出書を文化庁長官に提出しなければならない。
- (登録美術品の公開及び保管の状況に係る契約美術館の設置者の報告)
- 第十五条** 契約美術館の設置者は、法第八条第三項の規定により、当該美術館の毎事業年度終了後三月以内に、登録美術品の公開及び保管の状況に係る公開等状況報告書を文化庁長官に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する公開等状況報告書の様式は、別記様式第十五号によるものとする。

(登録美術品の価格の評価)
- 第十六条** 文化庁長官は、登録美術品について相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）があつた場合において、当該相続又は遺贈により当該登録美術品を取得した個人から申請があつたときは、当該登録美術品の価格の評価を行うことができる。
- 2 前項の申請は、別記様式第十六号による価格評価申請書を文化庁長官に提出して行うものとする。
 - 3 前項の価格評価申請書には、当該申請に係る登録美術品の登録通知書の写しを添付するものとする。

- 4 文化庁長官は、第一項の申請をした個人に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。
(価格の評価の結果の通知)
- 第十七条** 文化庁長官は、前条第一項の申請をした個人に対し、当該申請に係る登録美術品の価格の評価の結果を、別記様式第十七号の評価価格通知書により通知するものとする。
- 附 則**
- この省令は、法の施行の日（平成十年十二月十日）から施行する。
- 附 則**（平成一五年三月二八日文科科学省令第一〇号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一七年三月三日文科科学省令第二号）
この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。
- 附 則**（平成二七年一〇月二日文科科学省令第三四号） 抄
(施行期日)
- 1 この省令は、平成二十七年十月五日から施行する。
- 附 則**（令和元年七月二日文科科学省令第九号）
(施行期日)
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 附 則**（令和二年二月二八日文科科学省令第四四号）
(施行期日)
- 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
 - 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 附 則**（令和三年三月三十一日文科科学省令第一九号）
(施行期日)
- 1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第1条関係）（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

※申請受付番号	
※受付年月日	
※登録番号	

登録申請書

下記の実術品について、実術品の実術館における公開の促進に関する法律第3条第1項の登録を申請します。

なお、申請に係る実術品が登録された場合においては、当該登録に係る通知を受けた日から3月以内に、当該登録実術品について契約予定実術館の設置者との間で登録実術品公開契約を締結することにより、右設置者に当該登録実術品を引き渡し、実術品の実術館における公開の促進に関する法律の趣旨に基づき当該登録実術品を公開することを誓約いたします。

年 月 日

文化庁長官 殿

申請者 氏 名
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
住 所 〒

電話番号（ ） -

ファクシミリ番号（ ） -

記

実術品の名称					
員 数		種 類			
寸法、重量、材質 その他の特徴					
附属物の概要					
制作者の氏名					
生年及び死亡年	年 ~ 年	制作時期	年 (~ 年)		
重要文化財の指定	有・無	指定年月日	年 月 日	記号番号	
由来及び歴史上、芸術上又は学術上の価値					
実術品の権利関係					
実術品の所在の場所					
契約予定実術館	(設置者)	(名称)			
	(所在地)				
所在者の氏名又は名称の開示又は不開示	開 示 ・ 不 開 示				
実術品が公開されたことがある場合はそ					

の概要	
その他参考となるべき事項	

[添付書類及び資料]

1. 申請者が個人である場合においては、戸籍抄本及び住民票の写し
2. 申請者が法人である場合においては、登記簿の謄本
3. 申請者の印鑑証明書
4. 美術品の現状を示す明瞭な写真
5. 美術品が文化財保護法第27条の規定により重要文化財に指定されたものである場合は、当該美術品に係る同法第28条第3項の指定書の写し
6. 美術品が登録を受けた場合において、当該美術品に係る登録美術品公開契約を申請者と直ちに締結する旨の契約予定美術館の設置者の意思が確認できる書類

[備考]

1. 申請者は※の欄には記入しないこと。
2. 「種類」の欄には、次の7つのものの中から、いずれか一つを選択して記入すること。
①絵画 ②彫刻 ③工芸品 ④文字資料 ⑤考古資料 ⑥歴史資料 ⑦複合資料（異なる種類の美術品が系統的又は統一的にまとまって存在するもの。） ⑧①～⑦以外の種類の美術品
3. 「附属物」とは、額縁、台座又は保管用の箱等をいい、「附属物の概要」とは、これらの寸法、重量、形状又は材質のうち、当該美術品の種類に応じて、特徴となるべきものをいうこと。
4. 「生年及び死亡年」の欄には、制作者が生存中である場合には、生年のみ記入し、死亡年は空欄とすること。
5. 「重要文化財の指定」及び「所有者の氏名又は名称の開示又は不開示」の欄は、該当するものを○でかこむこと。国宝に指定されたものである場合には、当該指定年月日及び指定書の記号番号を記入すること。
6. 「由来及び歴史上、芸術上又は学術上の価値」の欄には、当該美術品が制作後から所有者の所有となるまで、どのような経緯を経てきたのか、及び当該美術品がどのような観点から特に優れた価値を有するかについて記入すること。（記入に際しては、契約予定美術館の助力を得ることが望ましい。）
7. 「美術品の権利関係」の欄には、当該美術品の共有関係、美術品に係る裁判の有無等を記入すること。
8. 「美術品が公開されたことがある場合はその概要」の欄には、公開実績ごとに、登録申請以前に当該美術品を公開した美術館名及び公開期間を記入すること（公開実績が多数ある場合には、代表的なものを複数記入すること）。
9. 申請に係る美術品が従前において登録美術品であった場合は、「その他参考となるべき事項」の欄にその旨を記入すること。
10. 「その他参考となるべき事項」の欄には、可能な限り、制作者に関する情報及び当該美術品の学術的文献や研究資料等を記入すること。

様式第2号（第4条第1項関係）（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

文 書 番 号
年 月 日

殿

文化庁長官

印

登 録 通 知 書

年 月 日付けで美術品の美術館における公開の促進に関する法律第3条第1項の登録の申請があつた貴殿所有の下記の美術品については、年 月 日付け登録番号第 号をもって美術品登録簿に登録されましたので、通知します。

記

登録美術品の名称			
員 数		種 類	
所有者の氏名又は 名称及び住所	(氏名又は名称)		
	(住 所)		
寸法、重量、材質 その他の特徴			
制 作 者 の 氏 名			
生 年 及 び 死 亡 年	年 ~ 年	制作時期	年 (~ 年)

[備考]

- この通知を受けた日から3月以内に、上記登録美術品について美術館の設置者との間で登録美術品公開契約を締結せず、又は、当該登録美術品に係る契約美術館の設置者に当該登録美術品を引き渡さないときは、法第6条第1項の規定により、登録は取り消されること。
- 貴殿又はその承継人は、以下の場合には、法令の規定により、文化庁長官に報告又は届出をすること。
 - 相続又は合併があつたときは、届出（第5条（別記様式第4号））。なお、この届出の後、遺産の分割等によって登録美術品の所有権に変動が生じたときは、その旨を記した書類の提出。
 - 登録美術品（重要文化財に指定されたものであるものを除く。ただし、重要文化財については、文化財保護法による届出をすること。）を契約美術館の設置者に引き渡す前に、その全部若しくは一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、報告（第8条（別記様式第7号））。
 - 登録美術品公開契約を締結したときは、報告（第9条（別記様式第8号））。
- 登録美術品の所有権に変動が生じたときは、契約美術館の設置者に直ちに連絡すること。

様式第3号（第4条第2項関係）（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

文 書 番 号
年 月 日

殿

文化庁長官

印

不 登 録 通 知 書

年 月 日付で美術品の美術館における公開の促進に関する法律第3条第1項の登録の申請があつた貴殿所有の美術品（名称）については、下記の理由により、登録を受けることができる美術品に該当しませんので、通知します。

記

様式第4号（第5条関係）（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

承 継 届 出 書

美術品の美術館における公開の促進に関する法律第5条第1項の規定により、登録美術品の所有者の地位を承継したことを届け出ます。

年 月 日

文化庁長官 殿

届 出 者 氏 名
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

住 所 〒

電 話 番 号 （ ） ー

フ ァ ク シ ム リ 番 号 （ ） ー

登録美術品の名称			
員 数		種 類	
登 録 年 月 日	年 月 日	登録番号	第 号
登録美術品の所在の場所	(契約美術館名)		
	(所 在 地)		
承継人の氏名等 (届出者を含む)	氏名又は名称	住 所	被承継人との関係
被承継人の氏名又は名称及び住所	(氏名又は名称)		
	(住 所)		
承継の発生の年月日	年 月 日		
承継の発生事由			
登録美術品の権利関係			
その他参考となるべき事項			

[添付書類]

1. 当該承継に係る登録美術品の登録通知書の写し
2. 承継人が個人である場合においては、戸籍謄本及び住民票の写し
3. 承継人が法人である場合においては、登記簿の謄本
4. 承継人の印鑑証明書
5. その他当該承継に係る登録美術品の承継人である事実を証明することができる書類（遺言書の写し、合併したことを証明する書類その他承継の発生事由に応じた必要な書類）

[備考]

1. 「承継人の氏名等」には、届出者を含む全ての承継人について記入すること。
 2. 「被承継人との関係」には、被承継人からみた承継人の続柄等を記入すること。
 3. 「登録美術品の権利関係」には、登録美術品の共有関係、登録美術品に係る裁判の有無等を記入すること。
 4. 承継届出書を提出した後に、遺産の分割等によって登録美術品の所有権に変動が生じたときは、その旨を記した書類を提出すること。
-

様式第5号（第6条関係）（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

登録取消申請書

美術品の美術館における公開の促進に関する法律第6条第1項の規定により、下記の登録美術品について登録の取消しを申請します。

年 月 日

文化庁長官 殿

申請者 氏 名
(所有者)
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
住 所 〒

電話番号 () -

ファクシミリ番号 () -

記

登録美術品の名称			
員 数		種 類	
登録年月日	年 月 日	登録番号	第 号
契約美術館	(設置者)		(名称)
	----- (所在地)		
美術品が公開されたことがある場合はその概要			
申請事由			

[添付書類]

当該取消しに係る登録美術品の登録通知書

[備考]

1. 「美術品が公開されたことがある場合はその概要」の欄には、公開実績ごとに、当該美術品を公開した美術館名及び公開期間を記入すること（公開実績が多数ある場合には、代表的なものを複数記入すること）。

様式第6号（第7条関係）（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

文 書 番 号
年 月 日

殿

文化庁長官

印

登 録 取 消 通 知 書

下記の美術品については、美術品の美術館における公開の促進に関する法律第6条第1項の規定により、
年 月 日付けで登録を取り消しましたので、通知します。

記

登録美術品の名称			
員 数		種 類	
登 録 年 月 日	年 月 日	登録番号	第 号

[取消しの理由]

--

様式第7号（第8条関係）（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

引 渡 前 滅 失 等 報 告 書

美術品の美術館における公開の促進に関する法律第7条の規定により、下記の登録美術品が滅失した（き損した、亡失した、盗み取られた）ことを報告します。

年 月 日

文化庁長官 殿

報 告 者 氏 名
(所 有 者) (法人にあつては名称)

住 所 〒

電 話 番 号 () -

フ ァ ク シ ミ リ 番 号 () -

記

登録美術品の名称			
員 数		種 類	
登 録 年 月 日	年 月 日	登録番号	第 号
契 約 美 術 館	(設置者)		(名称)
	(所在地)		
事 故 の 概 要	(発生日時) 年 月 日 時		
	(発生場所)		
	(発生当時における管理の状況)		
	(滅失等の原因並びにき損の場合には、その箇所及び程度)		
	(滅失等の事実を知った日)		
	(取られた措置その他参考となるべき事項)		

[添付書類]

1. 滅失又はき損の場合にあつては、その状況を示す明瞭な写真
2. 盗み取られた場合にあつては、その事実を証する書類

[備考]

本様式による報告書に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる報告を行つても差し支えないこと。

様式第8号（第9条関係）（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

契 約 締 結 報 告 書

美術品の美術館における公開の促進に関する法律第7条の規定により、下記の登録美術品に係る登録美術品公開契約を締結したことを報告します。

年 月 日

文化庁長官 殿

報 告 者 氏 名
(所 有 者) (法人にあつては名称)

住 所 〒

電 話 番 号 () -

ファクシミリ番号 () -

記

登録美術品の名称			
員 数		種 類	
登 録 年 月 日	年 月 日	登録番号	第 号
契 約 美 術 館	(設置者)		(名称)
	(所在地)		
契 約 締 結 日	年 月 日	引渡 (予定) 日	年 月 日
契 約 期 間	年 (年 月 日 契約期間満了)		

[添付書類]

登録美術品公開契約の書類の写し

[備考]

本様式による報告書に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる報告を行っても差し支えないこと。

様式第9号（第10条関係）（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

引 受 報 告 書

美術品の美術館における公開の促進に関する法律第8条第1項の規定により、下記の登録美術品の引渡しを受けたことを報告します。

年 月 日

文化庁長官 殿

報 告 者 名 称
(契約美術館)

設置者の氏名
又は名称

住 所 〒

電 話 番 号 () -

ファクシミリ番号 () -

記

登録美術品の名称			
員 数		種 類	
登 録 年 月 日	年 月 日	登録番号	第 号
所有者の氏名又は 名称及び住所	(氏名又は名称)		
	(住 所)		
引渡しを受けた日	年 月 日	引受場所	

[備考]

本様式による報告書に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる報告を行っても差し支えないこと。

様式第10号（第11条関係）（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

引 受 後 滅 失 等 報 告 書

美術品の美術館における公開の促進に関する法律第8条第1項の規定により、下記の登録美術品が滅失した（き損した、亡失した、盗み取られた）ことを報告します。

年 月 日

文化庁長官 殿

報 告 者 名 称
(契約美術館)

設置者の氏名
又は名称

住 所 〒

電 話 番 号 () -

ファクシミリ番号 () -

記

登録美術品の名称			
員 数		種 類	
登 録 年 月 日	年 月 日	登録番号	第 号
所有者の氏名又は 名称及び住所	(氏名又は名称)		
	(住 所)		
事 故 の 概 要	(発生日時) 年 月 日 時		
	(発生場所)		
	(発生当時における管理の状況)		
	(滅失等の原因並びにき損の場合には、その箇所及び程度)		
	(滅失等の事実を知った日)		
	(取られた措置その他参考となるべき事項)		

[添付書類]

1. 滅失又はき損の場合にあつては、その状況を示す明瞭な写真
2. 盗み取られた場合にあつては、その事実を証する書類

[備考]

本様式による報告書に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる報告を行つても差し支えないこと。

様式第11号（第12条関係）（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

契 約 内 容 変 更 報 告 書

美術品の美術館における公開の促進に関する法律第8条第1項の規定により、下記の登録美術品に係る登録美術品公開契約の内容を変更したことを報告します。

年 月 日

文化庁長官 殿

報 告 者 名 称
(契約美術館)

設置者の氏名
又は名称

住 所 〒

電 話 番 号 () -

ファクシミリ番号 () -

記

登録美術品の名称			
員 数		種 類	
登 録 年 月 日	年 月 日	登録番号	第 号
所在者の氏名又は 名称及び住所	(氏名又は名称)		
	(住 所)		
契約内容変更日	年 月 日	契約期間満了日	年 月 日

[変更の概要]

(新条項)	(旧条項)
(変更の理由)	

[添付書類]

変更後の登録美術品公開契約の書類の写し

[備考]

1. 変更の概要については、変更する条項毎に新旧対照表の形で作成すること。なお、他の条項の変更に伴い条項番号のみが変動する条項については作成することを要しないこと。
2. 本様式による報告書に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる報告を行っても差し支えないこと。

様式第12号(第13条関係)(用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。)

契 約 終 了 報 告 書

美術品の美術館における公開の促進に関する法律第8条第1項の規定により、下記の登録美術品に係る登録美術品公開契約が終了したことを報告します。

年 月 日

文化庁長官 殿

報 告 者 名 称
(契約美術館)

設置者の氏名
又は名称

住 所 〒

電 話 番 号 () -

ファクシミリ番号 () -

記

登録美術品の名称			
員 数		種 類	
登 録 年 月 日	年 月 日	登録番号	第 号
所有者の氏名又は 名称及び住所	(氏名又は名称) (住 所)		
契 約 終 了 日	年 月 日	更新の有無	有 ・ 無
終 了 事 由			

[備考]

1. 「更新の有無」の欄は、該当するものを○でかこむこと。
2. 「終了事由」には、契約期間満了による、所有者との合意解除による、等の具体的事由を記入すること。
3. 本様式による報告書に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる報告を行っても差し支えないこと。

月 日～ 月 日 (日間)		
----------------	--	--

[その他参考となるべき事項]

--

[備考]

1. 計画内容については、公開、保管の別のほか、展覧会の名称等を具体的に記すこと。
 2. 本様式による届出書に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる届出を行っても差し支えないこと。
-

月 日～ 月 日 (日間)		
----------------	--	--

[その他参考となるべき事項]

--

[備考]

1. 変更後の計画内容については、変更前の計画から変更した点を具体的に記すこと。
 2. 本様式による届出書に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる届出を行っても差し支えないこと。
-

[その他参考となるべき事項]

--

[備考]

1. 実施内容については、公開、保管の別のほか、展覧会の名称等を具体的に記すこと。
2. 本様式による届出書に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる届出を行っても差し支えないこと。

様式第16号（第16条関係）（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

価 格 評 価 申 請 書

下記の登録美術品について、美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則第16条の価格の評価を申請します。

年 月 日

文化庁長官 殿

申 請 者 氏 名

住 所 〒

電 話 番 号 () -

ファクシミリ番号 () -

記

登録美術品の名称			
制作者の氏名			
員 数		種 類	
登 録 年 月 日	年 月 日	登録番号	第 号
登録美術品の所在 の場所	(契約美術館名)		
	(所 在 地)		
相続又は遺贈があ った年月日	年 月 日		

[添付書類]

当該申請に係る登録美術品の登録通知書の写し

[備考]

原則として、上記登録美術品に係る相続又は遺贈があった年月日現在の価格の評価となること。

様式第17号（第17条関係）（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

文書番号
年 月 日

殿

文化庁長官

印

評 価 価 格 通 知 書

年 月 日付けで価格評価申請書が提出された下記1の登録美術品については、下記2のとおり評価しましたので、美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則第17条の規定により、通知します。

記

1. 登録美術品

登録美術品の名称			
制作者の氏名			
員 数		種 類	
登 録 年 月 日	年 月 日	登録番号	第 号
登録美術品の所在 の場所	(契約美術館名)		
	----- (所 在 地)		

2. 評価した価格等

評 価 の 時 点	年 月 日
評 価 し た 価 格	円